

# 裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 Tel 055-994-1274 FAX 055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

## 説明会でのご質疑ご意見を掲載します

平成27年6月23日から28日にかけて、裾野駅西地区画整理事業に関する説明会を開催しました。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

全4回の開催で合計出席者数が95名、権利者の出席率としては約36%の方にご説明させていただきました。

なお、欠席された権利者の方におかれましては、まちづくりニュース173号にて内容のご確認をお願いいたします。主な説明内容は、戸別訪問でご説明させていただきました内容と同様となります。

今号では説明会での質疑応答、ご意見を集約した要旨をご報告いたします。



【6月24日の説明会の様子】

### 質 疑 応 答

#### ■今後のスケジュール等について

※事業施行時期については、説明会配布資料またはニュース173号の移転計画図をご参照ください。

##### Q 駅前広場の整備はいつか？

A 平成32年度には駅前広場を整備する予定です。橋上駅舎や東西の自由通路については、事業完了予定の平成41年度までに併せて検討していきます。

##### Q 平成41年度完了とは、清算金の交付・徴収も含めてか？

A 平成41年度までに清算金の計算までは完了する予定ですが、支払い等に関しては遅れる可能性はあると考えています。

##### Q 平松新道線東側区域だけで長期間掛かっていたのに、本当に平成41年度に完了できるのか？

A 駅周辺の建物移転は高額な案件が多く、予算としては東側の方が西側より約1.5倍移転費が掛かると試算しています。東側の事業進捗に時間を要したのは合意形成の不足もありますが、移転の補償費に事業費を費やしていたことも要因です。例えば、西側のH31～H34の範囲については建物が少ないため、早期に整備を進めていきたいと考えております。総事業費と現状の予算措置から算出し、期間延長を平成41年度までと計画しましたので、平成41年度完了に努めています。

##### Q 事業の工程表を提示できないか？

A 土地区画整理事業では換地計画が定まらなければ、詳細な施工計画が立てられません。今は仮換地案が暫定の段階であるため、移転計画の目安のみになっています。仮換地案が固まることにより、最終的には提示できればと考えています。

##### Q 当初に190億円の事業費が認められたのだから、財政難でも区画整理事業に集中投資して実施できないか？

A 市全体の財政が厳しく、単年度の予算で実施している中で、区画整理事業だけに投資するのは難しいです。市の他施策との兼合いの中での予算措置を勘案し、平成41年度完了に努めています。

##### Q 次回の戸別訪問はいつ頃か？

A 昨年から今年にかけて、2回目の戸別訪問を実施していますが、年度毎の取組みとしての2回目であり、実際に2回だけで終わっているわけではありません。合意を得るために提案できる案がある方については複数回実施させてもらっています。3回目の戸別訪問については、2回目の戸別訪問がすべて完了し、全体の換地案を更に練り直してからとなります。

##### Q 次回の戸別訪問では、移転時期について具体的に示せないか？

A 移転時期については個々の仮換地先によって変わります。仮換地案が固まった時点で、最終的な施工の計画ができます。現時点では確定的な時期をお示しできません。仮換地案が固まるにつれ、詳しく話せるようになっていきます。

## ■事業内容について

Q 区画整理事業区域内の電線類はすべて地中化できないか？

A 現状は無電柱化を計画している箇所以外は電柱を設置しています。今後、安価に無電中化が図れる手法等があれば検討の余地があると考えています。

Q 最終的に残る公共用地の面積は？

A 事業当初に市が減価補償金額相当分として取得した事業用地は、道路や公園等に充てるものであるため、基本的には残りません。

それ以外の事業進捗のために取得している土地については、用地買収を希望されている方もおり、最終的な市の面積は確定されていません。

Q 平成41年度以前に清算金額を大まかにでも知ることはできないか？

A 事業完了時に評価を行うため、事前に額を示すことはできないと考えています。

Q 住居の老朽化が進んでいる。地震等で倒壊した場合はどうするのか？

A 要望が多かったため、土地区画整理法第76条（事業区域内での建築行為等の制限）の緩和を行っており、要件はありますが、現在では建替えを許可しています。

※建替え等の要件についてはニュース 154 号をご参照いただき、区画整理課までお問い合わせ下さい。

事業見直しに関する説明内容・質疑応答についてはニュース168・169号をご参照ください。

過去のニュースは裾野市ホームページでもご覧いただけます。【裾野市トップページ】>【裾野市政】>【まちづくり】>【駅西まちづくりニュース】

## ■その他について

Q 廃屋や空家対策について、市として、区画整理課としての取組みは？

A 当市の取組みは始まったばかりで、まちづくり課がとりまとめを行っています。今のところ各課の担当者レベルで市内にどの程度の件数があるか、どのように対応していくかを協議している段階であり、市としての方向性は決まっていない状況です。区画整理事業の地区内においては、事業の施工時期に、事業によって手を付けることができますが、今後の対策については担当課と調整しながら検討していきます。

Q 三間堀川について、夜間に窓を開けると音が気になる。考慮できないか？

A 三間堀川の河川改修は工事の途中段階であり、河川が直角に曲がっている部分について、音が発生しています。現在、何らかの対策を検討しているところですが、河川改修の工事が完了すれば、直角部分の線形が解消されるため、減音されると考えています。

Q 県道沼津小山線について、大型車両の通行による振動や騒音が気になる。本事業によって交通量が増えると思うので、夜間の大型車両通行を規制できないか？

A 今後の事業による整備により、車の流れが変わってくることが想定されます。事業完了時には交通量の調査も行いますので、状況を見ながら警察との協議をしていきたいと考えています。

Q 説明会での説明内容を文書化してもらえないか？

A 説明会での説明内容の要旨についてはニュース173号をご参照ください。戸別訪問の状況については下記のとおりです。（説明会の際には、後日ニュースに掲載する旨を回答しました。）

## 平成26年度戸別訪問結果について

2回目の戸別訪問につきましては、平成26年12月から開始し、平成27年8月末時点で、対象権利者152件中、93.4%に訪問を実施しました。内容は、先日の説明会でもご説明させていただきました移転計画の提示と、前回の戸別訪問の際のご要望やご意見を受けて調整をした皆様の仮換地案の提示をいたしました。

仮換地案については、訪問権利者のうちの約91%の方よりご承諾をいただいています。

今回の戸別訪問で頂いた意見は、仮換地案については2回目の戸別訪問ということで「特に意見無し」が多い状況ですが、施行時期については提示した移転計画よりも早期着工を希望される方が多かったです。

未相続や連絡先不明などにより訪問できていない権利者につきましては、所在調査や相続調査を引き続き行い、権利者に特定に努めています。

今回のご意見・ご要望を踏まえた換地案の調整作業を進め、3回目の戸別訪問に向けて準備を進めています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。